第９号意見書案

18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て支援強化を求める意見書

令和7（2025）年1月現在、女性受刑者を収容する刑事施設は全国に11ヵ所あり、全収容者数のうち、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者は約4割を占めている。

令和4（2022）年6月17日に刑法改正（法律第67号）で、「懲役刑」から「拘禁刑」になり、受刑者の社会復帰については、より柔軟な処遇改善が可能となっている。

平成28（2016）年4月より、「女子施設地域支援モデル事業：現女子施設地域連携事業」により加古川刑務所の非常勤助産師として勤務した看護大学の教授が、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育てに関する調査・相談を行ったところ、女性受刑者のもつ養育体験や養育行動に特徴があり、また、女性受刑者の大半は適切な養育体験が乏しく、自身の子育ての方法が分からないことが明らかになった。そのことから、対策として、当該の子育て相談では乳幼児の愛着形成以外に、児童虐待の負の連鎖を断ち、健やかな親子関係構築の実現に向けて尽力したところ、一定の効果が実証された。

　しかしながら、全国的に刑事施設における子育て支援への取り組みは、各施設によって異なり、集団指導のみという施設もある。また、全国矯正施設間の助産師連携は一度も実施されたことがないのが現状である。

ついては、PTSDを内包する女性受刑者の精神的特性を考慮し、全体の４割を示す子どもを持つ女性受刑者を対象にした、乳幼児への愛着形成を含む体系的な子育て支援教育プログラムを構築する必要があると考える。これらの教育により習得できる子育て力は、受刑者の社会復帰および次世代である乳幼児の健全な育成には不可欠なものである。よって下記のとおり女性受刑者への子育て支援の強化を求める。

記

１．18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象に、助産師やその他の専門職等との連携による出所後の子育て支援の仕組みを充実させること。

２．女性受刑者を収容する刑事施設において、子育て支援を行う助産師の非常勤雇用を拡大し、18歳未満の子どもをもつ全国の女性受刑者への子育て相談体制を充実させること。

３．18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象にした子育て相談の内容や方法等についてのガイドライン等を作成し、全施設間の均一化を図ること。

４．全国の女性受刑者刑事施設に勤務する看護職の連携およびフォレンジック看護分野の専門的研修制度を定期的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月　　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

法務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（こども政策）

大阪府議会議長

中谷　恭典